

具体的施策の例を紹介

わたしたちみんなでできること

下の絵を見て感じたことを

考えてみよう



パイロット



保育士



科学者



皿洗い

話してみよう

あれっ?と違和感を持ったり、感心したりしませんでしたか?人は無意識のうちに、自分自身が気づいていない「ものの見方やとらえ方の偏り」があり、無意識の関連づけをできてしまっています。例えば、男の子はブルー、女の子はピンク色。男らしくなさい、妻は家庭を守るべき、などがあげられます。このこと自体は、良い悪いというものではありません、直ちに関係性に悪影響を与えるわけではありません。

問題は、そのような無意識の関連づけが、日常のささいな言動や行動となって表れ、相手に影響を与え、ネガティブに作用することにあります。

まずは自分自身が性別によって役割や分担を固定していないか考えてみましょう。そして、職場で、学校で、地域で、家庭で話し合ってみましょう。

男女共同参画パネル展示を開催

役場1階ロビーにおいて、「LGBTの基礎知識」をテーマにパネル展示を行います。

最近よく耳にする「LGBT」という言葉。正しく理解しているでしょうか?

性のあり方の多様性と性的マイノリティ(少数者)についての基礎知識、困難のある現状や進みだした支援などを、分かりやすくパネルで紹介します。

期間 6月23日(木)～29日(水) (土日除く)
午前8時30分～午後5時15分

男女共同参画社会 図書コーナーを設置

社会教育センター図書室において、「男女共同参画社会」についての図書コーナーを設置しています。男性も女性も一人ひとりが自分らしく暮らすためのヒントとなる本を集めています。展示している図書は借りることもできます。ぜひお立ち寄りください。

期間 6月1日(水)～29日(水) (休館日を除く)
▶問合せ 図書室 ☎28・5449

はがき一枚からの男女共同参画作品募集

県では、男女共同参画社会の実現に向けて、「わたしが暮らすなら、こんな男女共同参画社会」をテーマに、「こんな社会になったらいいな」という思いをはがき一枚に表現した作品を募集します。

応募締切 9月7日(水) (必着) **応募資格** 県内に在住、通学、通勤している方。

応募規定 ①郵便はがき、又は、はがき大の用紙で応募。②イラスト、絵手紙、一コマ漫画等で「わたしが暮らすならこんな男女共同参画社会」を表現③自作で未発表の作品に限る。④手書きで、絵と文字の両方を必ず入れる。⑤一人何点でも応募可能。ただし、入選作品は一人一作品のみ。⑥イラストの着色は自由。

応募方法 郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、年齢、職業(又は、学校名・学年)、電話番号を明記して、男女共同参画推進課(〒460-8501(住所記載不要))へお申し込みください。

▶問合せ 県民文化局男女共同参画推進課 ☎052・954・6179(ダイヤルイン)